

## 豊中市上下水道局測量及び建設コンサルタント業務委託 指名競争入札参加者指名基準

### (目的)

第1条 この基準は、豊中市上下水道局が発注する工事に係る設計、監理及び調査並びに測量調査（航空測量を除く。）等の委託（以下「測量及び建設コンサルタント業務」という。）に係る指名競争入札に参加させようとする有資格業者（以下「業者」という。）の指名について必要な事項を定めるものとする。

### (業者指名)

第2条 測量及び建設コンサルタント業務を指名競争入札に付そうとするときは、発注予定業務の発注予定金額等を勘案して指名しなければならない。

### (指名の留意事項)

第3条 業者の指名に際しては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

#### (1) 指名及び受注の状況

- ア 当該会計年度における指名及び受注の状況を総合的に勘案し、指名が特定の者に偏しないようにすること。
- イ 豊中市上下水道局が既に発注した業務の手持ち状況、進ちょく状況からして発注予定業務を履行する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
- ウ 豊中市上下水道局が過去に発注した業務の指名、受注状況を総合的に勘案すること。
- エ 業務の種類及び規模等に応じて、豊中市上下水道局が指定した業務において、連続した受注、重複した受注を制限するための措置を行うことができるものとする。

#### (2) 発注予定業務に対する技術的適正

発注予定業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。

### (指名の制限)

第4条 次の各号の一に該当する場合は指名しないものとする。

- (1) 豊中市指名停止基準に基づく指名停止期間中である場合
- (2) 豊中市建設工事暴力団対策措置要綱に基づく指名除外期間中である場合
- (3) 豊中市上下水道局が既に発注した業務に係る委託契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められる場合
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合
- (5) 豊中市上下水道局が既に発注した業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められる場合
- (6) 賃金不払いに対する厚生労働省からの通報が豊中市上下水道事業管理者に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められる場合

### (指名の取消)

第5条 指名の後、入札までに前条の規定に該当することが明らかとなった場合、又はこれらの事由が生じた場合には、すでに通知した指名を取り消すことができる。

(指名業者数)

第6条 指名する業者の数は、契約予定金額に応じて別表に掲げる業者数とする。ただし、発注予定業務が高度又は専門的な技術を要する場合その他特別な事情により必要な業者数を指名できない場合にあつては、この限りでない。

附 則

この基準は、平成20年 4月 1日から実施する。

附 則

この基準は、令和8年 3月 10日から実施する。

別表

指 名 業 者 数

契 約 予 定 金 額	指 名 業 者 数
100万円超 3,000万円未満	5者以上
3,000万円以上 1億5,000万円未満	7者以上
1億5,000万円以上	10者以上